

(平成23年6月10日)

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

～目次～

I 議 題

(1) 審議品目

○添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

- ・ピロール 1
- ・イソキノリン 5

○ポジティブリスト制度関係（動物用医薬品）

- ・モネパンテル
（インポートトレランス（IT）申請に伴う残留基準の設定） 9

(2) 報告品目

○ポジティブリスト制度関係

【農薬】

- ・メフェンピルジエチル（暫定基準の見直し） 13
- ・ピコリナフェン（暫定基準の見直し） 17
- ・アシフルオルフェン（暫定基準の見直し） 21
- ・ラクトフェン（暫定基準の見直し） 25
- ・フェンチオン（暫定基準の見直し+魚介類） 29
- ・ペンディメタリン（暫定基準の見直し+適用拡大） 33
- ・ジチアノン（暫定基準の見直し+適用拡大
+インポートトレランス（IT）申請） 39

○ポジティブリスト制度関係

【動物用医薬品】

- ・カラゾロール（暫定基準の見直し） 43
- ・レバミゾール（暫定基準の見直し） 47
- ・メベンダゾール（暫定基準の見直し） 51

(3) 文書配布による報告品目等

○ポジティブリスト制度関係

【農薬】

・チオベンカルブ（魚介類）	55
・エチプロール（適用拡大）	59
・イソプロチオラン（適用拡大）	63
・ヨウ化メチル（適用拡大）	67
・フルベンジアミド（適用拡大+インポートトレランス（IT）申請）	71
・イミダクロプリド（適用拡大+インポートトレランス（IT）申請）	75

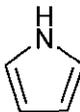
○その他

・常温保存可能品に係る乳等省令の改正について	83
・平成23年度輸入食品監視指導計画について	87

II 報告事項（別冊）

○魚介類中の放射性物質の暫定規制値について	1
○食品中の放射性物質のこれまでの検査の状況及び対応について	7
○飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生状況及び対応について	25
○生食用生鮮食品による病因物質不明有症事例について	35
○食品安全に係るリスクコミュニケーションについての厚生労働省の取組の概要 （平成22年度）	44
○食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について	49

ピロール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	コーヒー、タマリンド、麦芽等の食品に含まれ、牛肉、鶏肉、バカガイ等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、肉製品、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、朝食シリアル類、ソフト・キャンデー類等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 0.01 μg ~ 0.1 μg になると推定される。本推定摂取量と 90~91 日間反復投与毒性試験における雌の無毒性量 (0.03mg/kg 体重/日) から安全マージン (20,000~200,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申 (案)

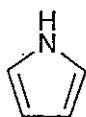
1. ピロールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. ピロールの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

ピロール
Pyrrole



C_4H_5N

分子量 67.09

Pyrrole [109-97-7]

含 量 本品は、ピロール (C_4H_5N) 98.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無～黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

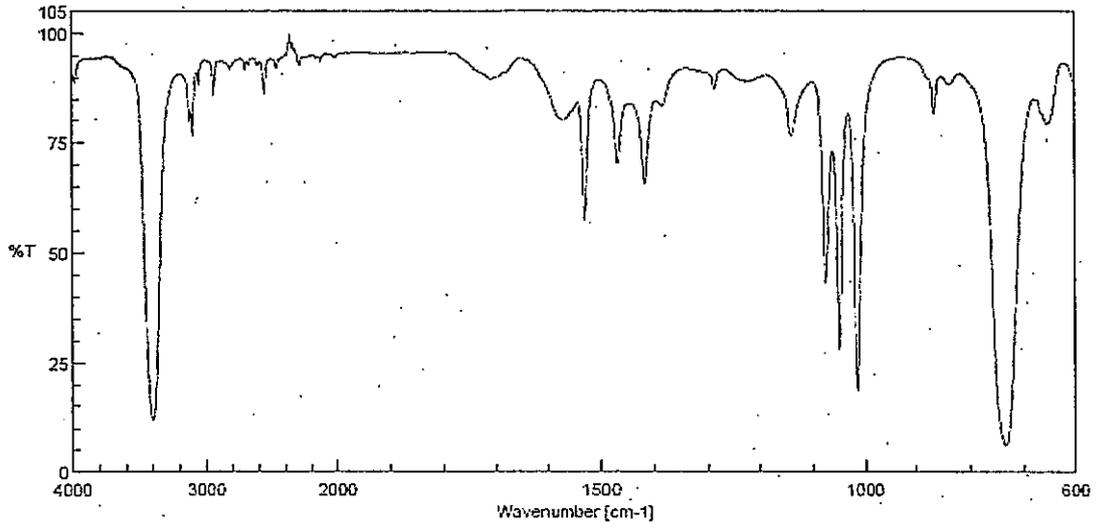
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.507 \sim 1.511$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.955 \sim 0.975$

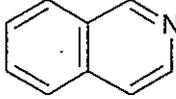
定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

参照赤外吸収スペクトル

ピロロール



イソキノリン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	かつおぶし、牛乳といった食品中に存在する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、清涼飲料、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、ソフト・キャンデー類、アルコール飲料などの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 0.01 μg ~ 0.05 μg になると推定される。本推定摂取量と 90 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (3mg/kg 体重/日) から安全マージン (3,000,000 ~ 15,000,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

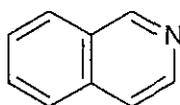
1. イソキノリンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. イソキノリンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

イソキノリン
Isoquinoline



C_9H_7N

分子量 129.16

Isoquinoline [119-65-3]

含 量 本品は、イソキノリン (C_9H_7N) 97.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の液体又は固体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。なお、固体の場合は 40°Cの水浴中で加温して融解し、試料とする。

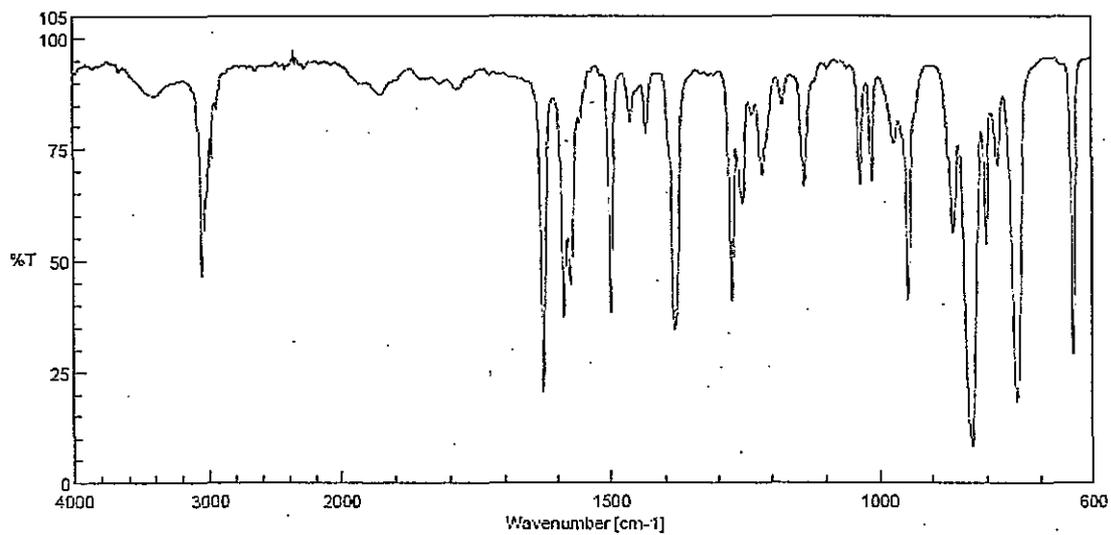
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{30} = 1.618 \sim 1.624$

(2) 比重 $d_{30}^{30} = 1.093 \sim 1.099$

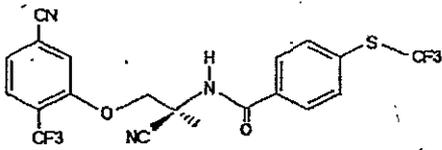
定量法 本品 0.1g を量り、エタノール 1ml を加えて溶かし、香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし、カラム温度は、150°Cから毎分 5°Cで昇温し、230°Cに到達後、24分間保持する。

参照赤外吸収スペクトル

イソキリン



モネパンテル (Monepantel)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの										
構造式	 <p>モネパンテル</p>										
適用動物/用途	羊/寄生虫駆除剤										
作用機構	線虫の神経筋に対してきわめて迅速かつ強力な浸透作用を有し、線虫に特異的なニコチン型アセチルコリン受容体と結合することにより虫体を麻痺させる。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EU 及びニュージーランドにおいて羊及び山羊に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.001mg/kg 体重/日 [設定根拠] 78週間、発がん性試験 (マウス・混餌) 最小毒性量 1mg/kg 体重/日 (発がん性は認められなかった) 安全係数 1,000										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: モネパンテルスルホン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>5.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	6.0	幼小児 (1~6歳)	4.3	妊婦	5.7	高齢者 (65歳以上)	5.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	6.0										
幼小児 (1~6歳)	4.3										
妊婦	5.7										
高齢者 (65歳以上)	5.9										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定。										
答申案	別紙 2 のとおり。										

モネパンテル

食品名	基準値(案) ^{*4、*5} ppm	EU ppm	ニュージー ランド ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{*1} の筋肉	0.7	0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7	7	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{*2、*3}	5		

- *1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- *2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- *3: 食用部分については、肝臓の値を参照した。
- *4: EU 及びニュージーランドの羊の基準値を参照した。
- *5: モネパンテルスルホンとして。

答申(案)

モネパンテル

食品名	残留基準値* ³ ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物* ¹ の筋肉	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分* ²	5

*1:その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

*2:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*3:モネパンテルスルホンとして。

メフェンピルジエチル (Mefenpyr-diethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／薬害軽減剤										
作用機構	麦類作物におけるアリルプロピオン酸系除草剤（フェノキサプロップ等）やスルホニルウレア系除草剤の代謝を促進することにより、除草剤の有害作用から作物を保護する。										
適用作物／適用雑草等	小麦／Annual ryegrass (<i>Lolium rigidum</i>) 等、大麦／Wild oats (<i>Avena</i> spp.) 等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、大麦、畜産物等に、豪州において穀類、畜産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.028 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18ヶ月発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 2.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メフェンピルジエチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児 (1~6歳)	0.9	妊婦	0.4	高齢者 (65歳以上)	0.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児 (1~6歳)	0.9										
妊婦	0.4										
高齢者 (65歳以上)	0.3										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日~4月6日パブリックコメント実施 平成23年3月25日~5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				
小麦	0.05	0.03			0.05 ¹ アメリカ	【<0.01(n=22)(#)(米国)】
大麦	0.05	0.03			0.05 ¹ アメリカ	【<0.01(n=12)(#)(米国)】
ライ麦	0.01	0.01			0.01 ¹ オーストラリア	【<0.01(n=3)(#)(豪州)】
とうもろこし	0.01	0.01			0.01 ¹ オーストラリア	【豪州小麦、大麦、ライ麦、ライ小麦参照】
そば	0.01	0.01			0.01 ¹ オーストラリア	【豪州小麦、大麦、ライ麦、ライ小麦参照】
その他の穀類	0.01	0.01			0.01 ¹ オーストラリア	【<0.01(#)(豪州:ライ小麦)】
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.08				
豚の肝臓		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.08				
牛の腎臓		0.08				
豚の腎臓		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.08				
牛の食用部分		0.08				
豚の食用部分		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.08				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

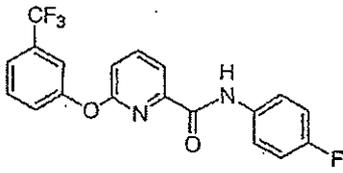
(別紙2)

メフェンピルジエチル

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.01
とうもろこし	0.01
そば	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

ピコリナフェン(Picolinafen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	アリールオキシピコリンアミド系除草剤である。カロチノイド生合成において、脱水素酵素を阻害することにより、植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	小麦、大麦／Wild radish 等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。カナダにおいて小麦及び大麦に、オーストラリアにおいて米、えんどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.007 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 最小毒性量 1.4 mg/kg 体重/day 安全係数 200										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピコリナフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1366 1412 1668"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.7	幼小児 (1~6 歳)	3.8	妊婦	1.6	高齢者 (65 歳以上)	1.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.7										
幼小児 (1~6 歳)	3.8										
妊婦	1.6										
高齢者 (65 歳以上)	1.2										
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦	0.05	0.04			0.05 ¹ カナダ	【<0.05(n=20)(カナダ)】
大麦	0.05	0.04			0.05 ¹ カナダ	【<0.05(n=16)(カナダ)】
ライ麦	0.02	0.02			0.02 ¹ オーストラリア	【<0.02(#)(各n=5)(オーストラリア 小麦、大麦、オート麦 参照)】
とうもろこし	0.02	0.02			0.02 ¹ オーストラリア	【<0.02(#)(各n=5)(オーストラリア 小麦、大麦、オート麦 参照)】
そば	0.02	0.02			0.02 ¹ オーストラリア	【<0.02(#)(各n=5)(オーストラリア 小麦、大麦、オート麦 参照)】
その他の穀類	0.02	0.02			0.02 ¹ オーストラリア	【<0.02(#)(各n=5)(オーストラリア 小麦、大麦、オート麦 参照)】
えんどう	0.02	0.02			0.02 ¹ オーストラリア	【<0.02(#)(n=5)(オーストラリア)】
その他の豆類		0.02				
その他のスパイス		0.02				
牛の筋肉		0.02				
豚の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.02				
豚の脂肪		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

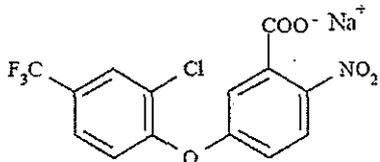
(別紙2)

ピコリナフェン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.02
そば	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	0.02
えんどう	0.02

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

アシフルオルフェン (Acifluorfen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジフェニルエーテル系除草剤である。プロトポルフィリノーゲンオキシダーゼ阻害剤であり、茎葉及び根に取り込まれるが、そこから他の部位への移行はほとんどない選択性接触型除草剤であると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	大豆／一年生雑草等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国において米、らっかせい等に、カナダにおいて大豆に、豪州においてらっかせい、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アシフルオルフェンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="563 1462 1412 1765"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.4	幼小児 (1~6 歳)	3.0	妊婦	1.1	高齢者 (65 歳以上)	1.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.4										
幼小児 (1~6 歳)	3.0										
妊婦	1.1										
高齢者 (65 歳以上)	1.5										
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
大豆	0.1	0.1			0.1 アメリカ	【<0.05(米国)】
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい	0.1	0.08			0.1 アメリカ	【<0.05(米)】
その他の豆類		0.1				
未成熟えんどう	0.1	0.1			0.1 オーストラリア	【豪州未成熟いんげん参照】
未成熟いんげん	0.1	0.1			0.1 オーストラリア	【<0.01,<0.01(n=2),<0.01(豪州)】
えだまめ	0.1	0.1			0.1 オーストラリア	【豪州未成熟いんげん参照】
その他の野菜	0.1	0.1			0.1 オーストラリア	【豪州未成熟いんげん参照】
いちご		0.05				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.06				
豚の肝臓		0.06				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.06				
牛の腎臓		0.06				
豚の腎臓		0.06				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.06				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.02				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.06				
その他の家きんの肝臓		0.06				
鶏の腎臓		0.06				
その他の家きんの腎臓		0.06				
鶏の食用部分		0.06				
その他の家きんの食用部分		0.06				
鶏の卵		0.02				
その他の家きんの卵		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

アシフルオルフェン

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.1
らっかせい	0.1
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.1
えだまめ	0.1
その他の野菜 ^{注1)}	0.1

注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

